

令和3年6月21日

保護者 様

愛知県立御津高等学校長 寺田 安孝

緊急事態措置から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う本校の対応
について（お知らせ）

平素は、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、令和3年6月20日に本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域から除外され、令和3年6月21日から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされることに伴い、別紙1のとおり、知事からメッセージが発出されました。

このことを受け、6月18日付け県教育委員会通知「緊急事態措置から『まん延防止等重点措置』への移行に伴う県立学校の対応について」にもとづき、本校として下記のとおり引き続き適切に対応してまいります。今後、このことについて県教育委員会からあらたな通知等が示された場合は、随時お知らせする予定ですので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域の感染レベルと対応

本県全体の地域の感染レベルを「レベル2」に引き上げるが、引き続き警戒を緩めず感染拡大防止に取り組むため、別紙2のとおり、レベル2とレベル3を組み合わせた対応をする。

2 対応の要点

- (1) 修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。
- (2) 部活動について、対外的な練習試合、合同練習及び合宿は、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- (3) 教育活動について、これまで中止していた「感染のリスクが高い学習活動」は地域の感染状況に応じて徐々に再開し、「特に感染のリスクが高い学習活動」の再開は、慎重に検討する。

- (4) マスクの着脱については熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。

3 備考

- (1) 日程表について（再掲）

緊急事態措置の間、本校は時差通学を行っていましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、通常の日程表に戻すこととします。補習等の取扱いについても、同様とします。

- (2) 今後、新型コロナウイルス感染症への対応に係る本校の対応は、きずなネット及び学校ホームページを通じて随時お知らせします。きずなネットが未登録の方は、お手数ですが速やかに登録していただきますようお願い申し上げます。

担当 教頭（大澤）

電話 0533-75-4155